

「川崎宿起立400年」に係る名義使用及び冠事業取扱要綱

（趣旨）

第1条 東海道川崎宿が2023（令和5）年に起立400年を迎えるにあたり、地域が主体となり一体となって事業取組を行う組織「川崎宿起立400年プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を中心に、川崎宿とその周辺の価値を向上させる取組を一体となって進められるよう、市民、団体、事業者等が主催する事業・イベント等に対して「推進会議」の名義を使用することを認めるものである。

（対象事業）

第2条 対象事業は、市民、団体、事業者等が主催する東海道川崎宿に関連した事業で、川崎宿とその周辺を広く周知し、その価値を向上できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外する。

- （1）特定の個人や団体を対象とするもの
- （2）法令又は公序良俗に反するもの
- （3）特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- （4）川崎宿の名誉を傷つけ、または信用を失墜するもの
- （5）その他推進会議が不相当と認めたもの

（支援内容）

第3条 認められた事業（以下「協力事業」という。）は、次の支援を受けることができる。

- （1）「推進会議」の名義使用
- （2）川崎宿起立400年記念ロゴマークの使用
- （3）川崎宿起立400年特設HPなどでの広報

（冠事業）

第4条 協力事業のうち、希望する場合は「東海道川崎宿起立400年記念」を冠とし事業を実施することができる。対象事業は第2条の規定に準ずる。

（申請）

第5条 協力事業の実施を希望する者は、様式第1号「名義使用申請書」により、推進会議に対して申請を行うものとする。また、前条の冠事業の実施を希望する者は、様式第2号「冠事業実施申請書」も併せて提出するものとする。

2 推進会議は、申請の都度、実施の可否を判断し、申請者に通知するものとする。

（受付期限）

第6条 原則として、第5条に基づく申請は令和5年12月末日まで、協力事業の実施は令和6年3月末日までとする。

（実施報告）

第7条 事業者は、当該協力事業終了後、事業内容のわかる資料を速やかに提出し、参加者数等を推進会議に報告しなければならない。

(取消)

第8条 協力事業の中止若しくは大幅な内容の変更があった場合、又は第2条に定める要件を満たしていないと認められた場合、協力事業の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定より協力事業の決定を取り消した場合、第3条に定める支援内容を中止するものとする。

附則

1 この要綱は、令和5年2月16日から施行する

2 この要綱は、協力事業すべての終了及び実績報告が完了した日をもって廃止とする。